

不妊治療の助成方法が変わります

高千穂町では、不妊治療を受ける方へ治療費の助成を行っています。

R5年11月8日より宮崎県が不妊治療費支援事業を開始したことにより、R5年4月1日以降に治療を開始された方でR5年11月20日以降に申請書類をとりに来られる方の助成方法が変わります。

宮崎県の不妊治療費助成に該当される方は、宮崎県(窓口:高千穂保健所)の給付決定後に、高千穂町の申請(窓口:げんき荘)をしていただきます。

なお、R5年4月1日より前に治療を開始されている方は、助成方法が異なりますので、お問い合わせください。

妊活応援助成金給付事業

【対象者】 助成の対象となるのは、次のいずれにも該当する方です。

- 高千穂町に夫婦のいずれかが1年以上前から住民票を置き住んでいる方で、今後も1年以上継続して定住される見込みのある方
- 治療期間中及び申請日において法律上の婚姻をしている夫婦または、※事実婚関係にある方
- 国民健康保険や社会保険などの医療保険に加入、もしくは生活保護を受けている方
- 治療開始日における妻の年齢が43歳未満である方
- 医療機関で不妊治療が必要であると認められている方
- 他の市町村から不妊治療にかかる助成を受けていない方
- 町税等の滞納がない方
- 高千穂町暴力団排除条例に規定する暴力団員又は暴力団関係者でない方

対象となる治療	助成内容と助成額
<p>・不妊にかかる検査 ・不妊治療のためにおこなう投薬、処置など (排卵誘発・人工授精・体外受精・顕微授精など) ○宮崎県不妊治療費支援事業では、上記のうち生殖補助医療(体外受精や顕微授精等)のうち保険適用後の自己負担分及び保険適用後の治療と合わせて行った先進医療について対象</p>  <p>※詳細は宮崎県不妊治療費支援事業案内をご覧ください。</p>	<p>治療費自己負担額の全額を助成 ○ただし、宮崎県不妊治療費支援事業の助成に該当される方は、自己負担額から宮崎県の助成を控除した額を高千穂町より助成</p> <p>※以下は自己負担額に含まない ①文書料、食事療養費標準負担額、個室料等の直接的な治療費でない費用 ②高額療養費制度など、当該治療に対する他の法令に基づく給付及び付加給付の金額</p> <p>その他、ご不明な点はお問い合わせください。</p>

【必要書類】※県の助成に該当される方、△は不要

- 高千穂町妊活応援助成金給付申請書(様式第1号)
- 高千穂町妊活応援助成金給付事業受診等証明書(様式第2号)
- 領収書・明細書の原本 (写しでも可)
- 高額療養費など当該治療に対する他の法令に基づく給付額及び付加給付額を証明するもの
→保険者からの証明書発行に3~4ヶ月ほど時間を要します。その証明書を持って申請にお越しください。
- 夫婦であることを証明できる書類(戸籍謄本または住民票謄本 等)△
- 申請の際は、必要書類に加え、印鑑・通帳(申請者名義のもの)・保険証(夫婦分)△をご持参ください。

※事実婚関係にある場合

- 事実婚関係に関する申立書(様式第3号)
- 両人の戸籍謄本(写し可。ただし発行日から3ヶ月以内のもの)
- 両人の住民票謄本(写し可。ただし発行日から3ヶ月以内のもの)

申請手続きは**全て予約制**です。希望される方は、下記担当まで事前にご連絡をお願いします。

担当:高千穂町保健福祉総合センターげんき荘 健やか親子推進係
☎:0982-73-1717(8:30~17:15 ※土日・祝祭日を除きます)

